

知事会議等について

平成22年6月1日

企画課

1 臨時全国知事会議（5月27日）

平成22年5月27日（木）、東京都内で開催された臨時全国知事会議の概要は、次のとおりです。

- (1) 鳩山総理から、日米の信頼関係=抑止力という前提の上で、沖縄県の米軍基地負担の軽減（他県での受入れ）について要請があった。鳩山総理からは、一般的な話があったのみであり、個別具体的な政府方針が示されることはなかった。
- (2) これに対し、各都道府県知事から各自治体の実情やスタンスについて発言があつたが、「現状以上の負担はできない」という意見が大勢を占めた。
- (3) 全国知事会側から、①地域主権関連3法案の今国会成立、②成長戦略を加味した中期財政フレームの策定、③地方消費税など税財政改革の進展、④口蹄疫対策に係る農家支援と地方への財政支援について、発言があつた。
- (4) 総理退席後、沖縄県の米軍基地負担の軽減問題について、「政府が責任をもって一貫した方針の下で解決を図るべき」、「沖縄の負担軽減が必要であることは理解する」、「政府から熟慮された具体的な提案があつた場合は、それぞれの地域の歴史的な経緯を踏まえて、真摯に対応する」などの全国知事会としての見解をまとめた。

2 中国地方知事会（5月31日、岡山県岡山市）

平成22年5月31日（月）、岡山市内で開催された中国地方知事会第1回知事会議の会議の概要は、次のとおりです。

- (1) 次の項目に関して、参加県と合意に至り、共同アピールを行った。
 - ・地域主権の確立について
 - ・地方税財源の充実強化について
 - ・地域の発展を支える社会資本や交通機能の整備充実について
 - ・高速道路等の料金の適切な検討と公共交通機関への支援について
 - ・戸別所得補償制度について
 - ・口蹄疫対策の強化について
- (2) その他、救急医療の広域的連携や医師確保対策、児童虐待対応における裁判所の積極関与の法律整備やハートフル駐車場利用証制度の普及について議論を行い、今後積極的に各県連携を進めていくこととした。

3 近畿ブロック知事会（6月2日、徳島県鳴門市）

次の日程で、第88回近畿ブロック知事会議を開催する。

- (1) 開催日時 平成22年6月2日（水）午後2時から6時まで
- (2) 会場 大塚国際美術館 システィーナホール（徳島県鳴門市）
- (3) 議題（予定）

メインテーマ～地域主権の実現に向けた関西の戦略・行動～

①状況報告

○この国のあり方に関する研究会

②提案・協議

○地域主権の確立に向けて（国の出先機関改革等ほか）

○口蹄疫対策

○関西グローバル戦略の展開に向けて

○福祉安心型社会の構築に向けて

○基地問題

○前回会議以降の活動状況報告 など

地域主権の確立について

「地域主権」の確立に向け、国と地方の協議の場に関する法律案や、自治体への義務付け・枠付けの見直しを内容とする第1次地域主権一括法案が今通常国会に提出され、また、本年夏の「地域主権戦略大綱」策定に向けて、ひも付き補助金の一括交付金化や国の出先機関の抜本的な改革等の検討が進められるなど、地域主権改革は、その理念を具体化する新たな段階に入ったと言える。

しかしながら、現在、政府が検討している財政健全化目標において、国と地方合わせたプライマリー・バランスの改善が掲げられ、国の財政赤字の地方への転嫁が懸念されるなど、必ずしも、「地域主権改革」の理念に沿った取組とは言い難い動きも見られ、地方が主役となる真の「地域主権」の確立への道のりは非常に厳しいと言わざるを得ない。

政府においては、「地域主権」の理念を十分に踏まえ、関連法案を今国会において成立させるとともに、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

1 地域主権改革の着実な推進

「地域主権戦略大綱」の策定に当たっては、目指すべき地域主権型社会の姿や、国・広域自治体・基礎自治体の担うべき役割について、国と地方で十分協議した上で、その基本理念を明らかにすること。

また、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、ひも付き補助金の一括交付金化、国の出先機関改革などの多くの課題に対し、「国と地方の協議の場」等による地方の意見を十分踏まえて、真の「地域主権」改革につながるものとするとともに、各課題の解決に向けた具体的な目標と工程を明示すること。

2 国と地方の役割分担の明確化

国と地方の二重行政を廃止し、簡素で効率的な行政体制を構築するために、国と地方の役割分担を一層明確にした上で、国の出先機関を廃止・縮小し、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源の一体的移譲を前提に、可能なものから速やかに移譲するとともに、義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の累次の勧告を踏まえ、廃止も含め、より一層の抜本的な見直しを進めること。

なお、直轄事業負担金については、制度廃止に向けた具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早期に策定するとともに、平成25年度までの早い時期での廃止を「地域主権戦略大綱」に明記すること。その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないよう配慮すること。

3 国と地方の十分な協議

法制化が進められている「国と地方の協議の場」については、国の政策を地方が単に追認するだけの場とせず、地方の実情や地方の声が十分反映されるよう、実質的な協議が行われる、実効性のある場とすること。

特に、地方税財源の充実・強化や、一括交付金制度等の地方行財政制度及び現在、国において検討が行われている「医療保険制度」及び「障害者福祉制度」などの新たな社会保障制度の制度設計等に当たっては、「国と地方の協議の場」を積極的に活用し、地方の実情や意見を十分聴取するとともに、政策への反映を図ること。

平成22年5月31日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口 善兵衛
岡山県知事	石井 正弘
広島県知事	湯崎 英彦
山口県知事	二井 関成

地方税財源の充実強化について

一昨年から続く世界的な不況による景気低迷の影響により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少したため、地方財政は極めて厳しい状況にある。

こうした中、平成22年度の地方交付税は、出口ベースで約1.1兆円の増額が実現したものの、三位一体改革による削減の復元には十分とはいはず、平成23年度以降についても不透明な情勢にある。

また、地方が強く求めてきた地方消費税を中心とした偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築など、地域主権改革に不可欠な地方税財源の充実強化についても具体策が明らかとなっていない。

さらに、現在、国において「中期財政フレーム」及び「財政運営戦略」の検討が進められているが、財政健全化の目標として国と地方を合わせたプライマリー・バランスの改善が掲げられるなど、国を上回る行財政改革を進めてきた地方に、国の赤字を付け替え、地方財政に一層の負担が課されることも強く懸念される。

このような地方財政の危機的な状況を踏まえ、真に地域主権時代に相応しい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

(1) 三位一体改革による地方交付税の不合理な削減分を復元し、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。また、法定率の引上げによる交付税の増額や、それに伴う臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

さらに、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

(2) ひも付き補助金の一括交付金化については、補助金制度の抜本的改革という観点から「政策誘導」や「ひも付き」という性質を排除し、地方の責任と判断で自由に使えるものとすること。

また、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、配分に当たっては、財政力が弱く、社会資本整備が遅れた地方に配慮すること。

2 地域主権型地方税制の確立

(1) 地域主権の下、地方公共団体が住民ニーズに応じた行政運営

を行うためには、一般財源の充実により、自主的・自律的な財政基盤を確立することが不可欠であり、また、地方の歳出規模と税収の乖離を縮小し、住民の受益と負担の対応関係の明確化を図る必要がある。

こうした視点から、国と地方の歳出比が4：6であることを踏まえ、当面は国税と地方税の税源配分を5：5とする地方税源の充実強化を図ること。

- (2) 税財源の移譲に伴い、地方公共団体間の財政力格差が拡大しないよう、地方交付税の復元・増額を基本として、財源調整及び財源保障のための制度を検討すること。
- (3) 地方において、今後確実に増大が見込まれる社会保障や住民生活に必須の行政サービスが安定的に提供できるよう、税源の偏在が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的な改革を行うこと。なお、地方消費税の引上げは、経済状況の好転と、更なる行財政改革の断行を前提に、低所得者等の負担にも配慮した上で実現を図ること。
- (4) 平成23年度実施に向けて成案を得るべく検討するとされた地球温暖化対策のための税については、地方公共団体が果たしている役割を十分に踏まえ、地方環境税など地方の財源を確保する仕組みを創設すること。

3 景気回復と経済成長を見据えた財政運営

財政健全化のためには、歳出の抑制だけでなく、確実な景気回復と経済成長が不可欠である。

また、これまで地方は、国が定めた税財政制度の枠組みによる制約の中で、徹底した行財政改革に取り組んできており、国においても、国自らの行財政改革を真摯に実行するべきである。

こうした視点から、「中期財政フレーム」及び「財政運営戦略」の策定に当たっては、6月を目途に全体像を取りまとめることがとされている「新成長戦略」との整合性を図るとともに、地域主権型の国づくりという理念に沿って、「国と地方の協議の場」における真摯な議論を十分踏まえること。

平成22年5月31日

中國地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	石井正弘
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	井関成

地域の発展を支える社会资本や交通機能の整備充実について

中国地方が活気に満ち、自立的に発展するためには、地域の暮らしや社会・経済活動を支える道路、河川、港湾、農業基盤などの各種社会资本が適切に整備され、その機能を十分発揮できる状態にあることが必要不可欠である。

しかしながら、高速道路については、今なお「空白地帯」が存在し、こうした地域は、企業誘致、観光振興、地場產品の市場拡大など、産業の振興を図る上で、大きなハンディキャップを負っている。

さらには、生活道路の整備や、治山・治水対策等による安全・安心の確保、農林水產物の安定供給等のための生産基盤の整備など、本来地域ごとに一定水準を確保すべき社会资本の整備状況には、大都市と地方で歴然たる格差がある。

また、地方航空路線についても、最近の景気後退の影響もあって、減便・撤退が各地で発生し、深刻な問題となっている。

このような状況の中、必要な社会资本の着実かつ効率的な整備や交通機能の充実を進めるため、次の事項について強く要請する。

1 地方の社会资本整備に必要な予算の確保

- (1) 社会資本整備は、国・地方がそれぞれの役割に応じて計画的に進められるよう、必要な社会資本整備予算の総額を十分確保すること。
- (2) 予算配分においては、社会資本整備の遅れた地域や財政力の弱い自治体に配慮すること。

2 高速道路ネットワークの整備促進

- (1) 高速道路ネットワークについては、地域間格差を是正し、地域主権を確立するためにも、完成目標を明らかにした上で、公平性の観点から、国の責任において早期に完成させること。
- (2) 特に、日本海側のルートは極めて遅れており、ミッシングリンクの結合のため、山陰道の未着手区間にについて早期に事業着手し、重点的・計画的に整備を進めること。
- (3) 北東アジアとのゲートウェイ機能の強化を図る中国横断自

動車道岡山米子線の4車線化、姫路鳥取線、尾道松江線など事業中の高速道路について、事業効果を早期に発現させるため、一層の整備促進を行うこと。

3 総合的な地域交通機能の整備・充実

- (1) 道路、空港、港湾、鉄道等で構成される総合的な地域交通網は、地域資源の活用による競争力の向上や地方の自立的な発展のために不可欠であり、国民に対し公平な移動を保障するという国家的見地から総合的・体系的に整備を進めること。
- (2) 特に、航空路線が大都市等とを結ぶ唯一の交通手段となっている地域においては、その公共的な役割を踏まえて、国としても一定の支援を行うこと。

また、地方航空路線の減便・撤退等については、運航会社も含め協議の場を設けるなど、新たな仕組みづくりを行うこと。

4 地方の意見及び地域の実情の社会資本整備への反映

新たな治水対策の検討や高速道路整備のあり方・事業化の検討など、社会資本整備に関する制度・方針の変更や新たな制度の構築等を行おうとする場合には、「国と地方の協議の場」等で十分に協議するなど幅広く地方の声を聴く機会を設け、地方の意見や実情を十分反映すること。

平成22年5月31日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 沟 伸	治
島根県知事	口 善	衛
岡山県知事	井 正	弘
広島県知事	崎 彦	彦
山口県知事	二 汤 英	成
	井 関	

高速道路等の料金の適切な検討と公共交通機関への支援について

先般、国土交通省より公表された高速道路等の新たな料金制度は、近距離を走行する場合を中心に、ほとんどの利用者の料金が割高となり、特に本州四国連絡高速道路については、他の高速道路と比較して割高な上限料金が設定されており、平成21年3月以降の割引により現れている地域活性化の効果が失われることが危惧されている。

一方、昨年3月以降の大幅な料金引下げは、フェリーをはじめ、鉄道、バス等の公共交通機関の事業継続に深刻な影響を与えており、さらに、高速道路等の渋滞の慢性化や、公共交通機関からマイカーへのシフトによる二酸化炭素排出量の増加等も懸念されている。

新たな料金制度については、高速道路等の料金設定は国策であるとの認識の下、地方の意見を十分に踏まえ、特に影響が深刻なフェリー事業者等への支援を含め、国の主体的な責任において、次の事項に対し特段の配慮がなされるよう強く要請する。

1 高速道路等の新たな料金割引の見直し

本州四国連絡高速道路を含む高速道路等の新たな料金割引制度の試行に当たっては、昨年3月以降の料金引下げによる地域活性化の効果を継続するためにも、関係自治体の意見を十分に踏まえ、中国・四国をはじめとする高速道路等を活用した地域間交流の促進の妨げとならぬよう、また、地域住民の暮らしや経済活動を支える総合的な地域交通網が将来にわたりバランスよく維持確保できるよう、料金制度の見直しを行うこと。

2 高速道路等の料金の適切な検討

今後の高速道路等の新たな料金制度の試行及び高速道路の段階的無料化に向けた社会実験の実施においては、地域活性化等の効果のみならず、公共交通機関や環境への影響などについて適確に調査・検証するとともに、その結果を平成23年度以降の見直しに反映させること。

3 公共交通機関への支援

フェリーをはじめ、鉄道、バス等の公共交通機関への影響は、高速道路等の料金設定という国策によって生じているものであり、地方に負担を求めることなく、国の主体的な責任において、事業継続が可能となる支援措置を講じること。

平成22年5月31日

中國地方知事会

鳥取県知事	伸治
島根県知事	善兵衛
岡山県知事	弘正
広島県知事	彦英
山口県知事	関成

平 溝 石 湯 二
井 口 井 崎 井

戸別所得補償制度について

現在、国においては、食料自給率向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向け明るい展望を持って生きていける環境を作り上げることを目的に、事業の効果や円滑な事業運営を検証するため、戸別所得補償モデル対策を開始し、平成23年度から戸別所得補償制度を本格実施するとしている。

また、国内景気の悪化に伴う生産物価格の低迷、飼料価格・燃料費の高騰や漁獲量の減少等により厳しい経営状況に置かれている畜産・酪農、漁業においても、所得補償制度の導入が検討されている。

しかしながら、戸別所得補償モデル対策においては、助成単価は全国一律とされており、中山間地を多く抱え生産条件が不利な中国地方においては、農業者の努力では埋めがたい生産コストがかかるため、十分な所得補償とはならない状況にある。

また、経営規模が小さく、農業者の減少・高齢化が進んでいる状況を踏まえると、地域農業の持続的な発展を図るために、集落営農の取組等の水田農業構造の改革と合わせ、園芸作物の導入などによる農業経営の高度化を進めることが喫緊の課題であるにも関わらず、こうした取組を推進する制度設計となっていない。

さらに、内容の周知、対象作物の作付確認、交付金支払いのためのデータ作成等、大半の事務を地域協議会や市町村が行うことされ、旧対策よりも事務量が増加しているが、事務手続き等が明らかになる時期が遅かったため、農業者からの加入申請手続きにも支障を来している。

このため、農業の戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、戸別所得補償モデル対策におけるこれらの課題を十分に検証し、農家の所得向上、経営安定と持続的な発展が図られるよう、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情に配慮した制度設計

(1) 米、麦、大豆を対象とした農業の戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、中山間地域等の生産条件不利地においても、十分な所得が補償されるよう、地域特性を考慮した単価設定とすること。

(2) 地域農業の発展を図るため、集落営農法人など持続可能な経営体の育成を促進する加算措置を行うこと。

- (3) 野菜・果樹など、地域の特性に合った付加価値の高い作物の生産を推進できる制度とともに、十分な財源措置を講じること。
- (4) なお、畜産・酪農、漁業等分野についても、早期に制度概要案を示すとともに、地方の意見や実情を反映させること。

2 農家等の事務負担軽減と制度内容の早期説明

農家・市町村等における事務負担が増加しないよう、事務手続きを簡明にするとともに、戸別所得補償制度の内容を早期に明確にすること。

平成22年5月31日

中國地方知事会

鳥取県知事	平 溝 伸	治
島根県知事	口 善	兵衛
岡山県知事	石 正	弘
広島県知事	湯 崎	彦
山口県知事	二 井	英 成

口蹄疫対策の強化について

平成22年4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は、国及び宮崎県をはじめ関係者が懸命に防疫措置を講じてきたにもかかわらず、5月18日には、宮崎県が「口蹄疫」非常事態宣言を行うなど、いまだ拡大し、事態は深刻化している。

中国地方の各県においても、緊急防疫措置等を講じるとともに、中国地方で発生した場合の相互協力による応援体制などの連携を強化することとしている。

本来、防疫対策は国の責務であり、国家防疫の観点から、国の責任において、防疫対策のさらなる徹底や畜産農家等の支援などに万全の措置を講じられるよう、強く要請する。

1 防疫対策のさらなる徹底

口蹄疫のこれ以上の感染拡大は、我が国の畜産業界にとって極めて深刻な問題であり、また、国民生活にも重大な影響を及ぼすことになるので、国の責任において、徹底した防疫措置、拡大防止措置を実施すること。

2 畜産農家等の支援

家畜市場の閉鎖等により出荷できず滞留している家畜の飼料費に対する助成措置を講じるとともに、既に九州・沖縄で実施されている「口蹄疫発生に伴う関連対策」のうちの、畜産経営安定対策については、対象地域を拡大すること。

3 財政措置

口蹄疫の発生に伴い、県や市町村、関係団体が実施した対策に要する経費についても、全額補填を行うこと。

4 全国的な防疫体制の確立

口蹄疫のまん延防止には、疫学の専門家や獣医師の初動防疫活動が重要であることから、早期にその派遣体制を、国の責任において確立すること。

家畜伝染病の感染が拡大した場合、まん延防止対策には、大量の消毒薬や殺処分に必要な資材が必要となるため、防疫資材の国家備蓄による安定供給体制を、国の責任において早期に確立すること。

5 風評被害防止対策

口蹄疫による地域の食肉や、牛乳の購入等を控えることがないよう、的確な情報を国民等へ提供し、風評被害防止対策を講じること。

平成22年5月31日

中國地方知事会

鳥取県知事	平 伸	井 治
島根県知事	溝 口	善兵衛
岡山県知事	石 井	正 弘
広島県知事	湯 崎	英 彦
山口県知事	二 井	関 成

【中国地方知事会における連携】

1 中国地方に感染疑いのある事例が発生した場合の封じ込め対策

口蹄疫は感染力が非常に強く、伝播も速いため、近隣県の状況を絶えず把握しておくことが有効な初動防疫体制を敷くために極めて重要であり、各県における情報を共有する。

2 人的及び物的な応援体制

口蹄疫が発生した場合、獣医師による殺処分、疑い農場の病性鑑定等を速やかに行う必要があるが、各県とも獣医師の人数は限られており、派遣応援により対応していく体制を整備する。

また、防疫のための消毒薬は全国的に不足気味であることから、発生県に消毒薬を融通する仕組みを併せて整備する。